

国立大学法人東京農工大学不正防止計画

平成27年3月2日

東京農工大学では、「国立大学法人東京農工大学競争的資金等取扱要項」第10条に定める競争的資金等不正防止計画推進室において、競争的資金等を適正に運営及び管理するため、国立大学法人東京農工大学不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 大学内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
・時間が経過することにより、責任意識が低下する。	・部局長会議等において、随時、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 また、各責任者の異動時に引き継ぎ等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
・競争的資金等の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	・事務処理手続きに関するルールを明確にし、競争的資金等の不正防止対応マニュアル、説明会等で周知する。 ・使用ルールの解釈の統一化を図るため「質疑応答」を作成し、適正運用の徹底を図る。
・不正に当たる行動とは何かを、十分に理解していない。 ・不正を行っても、研究に使用すれば許されるという意識がある。	・教職員に対して、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。 ・職種別等の研修を行い、参加させる。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
・不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する。	・不正事案の調査で判明した具体的な要因について、その再発防止策を検討し不正防止計画に反映させる。
・個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境等、不正が行われるリスクが高い環境が形成されている。	・当事者以外の者によるチェックが行われるシステムを構築し、第三者による牽制を行う。
・不正事案の要因に、業者に対する未払いがある。	・教職員と業者に、実態的な調査を行う。
・非常勤雇用の事実確認をする意識が希薄である。	・雇用の確認に関して、関係者に事前通知を行わず調査する。

<ul style="list-style-type: none"> ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データベース等の場合は、成果物(プログラム、修理完了報告書等の有形なもの)により、検収の確認を行う。 ・機器の保守及び点検等の成果物がない場合は、立合い等による現場確認を行う等、確実な納品検査を行う。
--	--

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握されていないため、予算執行が集中する等の事態が起こる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画等に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行い、適正な執行の指導・助言を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・業者と教職員が緊密な関係になると、癒着を生み不正な取引が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業者と偏った発注がないか注視するため、必要に応じて債務を確認するなど取引状況の確認を行う。 ・不正に加担しない旨の誓約書を提出させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求のリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が行う出張について、出張報告及び旅行の事実を証明する書類等を利用して宿泊先等に問い合わせ事実確認を強化する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報窓口について、HPやハンドブック等で周知しているが、更にわかりやすいHPを作成し学内外に周知徹底を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ルール等が十分に理解されていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び各地区に設置した相談窓口において、教職員等からの相談や質問を受け情報を共有し運用の統一化を図る。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・不正の防止を推進する体制の検証及び不正発生意因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査等の調査内容を強化し、通常監査及び特別監査の対象数を拡大する。 ・不正が発生するリスクを考慮し、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。